



サツマイモの安定生産に向け、 **サツマイモ基腐病**の発生に 注意しましょう

サツマイモが本病に感染すると地上部の枯死や塊根（いも）の腐敗などを引き起こし、収穫量が大きく減少するほか、放置すると周囲の株や隣接する畑まで発生が拡大します。

サツマイモを本病から守るためには、予防と早期発見に努めるとともに、総合防除の実施が大切です。



育苗期
株の葉巻、萎縮症状



生育初期
葉の赤変・紫色の症状

こんな症状が
見られたら
要注意！



生育後期
地上部の枯死



収穫後
塊根（いも）の腐敗

本病の発生（疑わしい症状を含む）を確認した場合、
関係機関に連絡をお願いします。

サツマイモ基腐病の総合防除

効果的な防除方法を組み合わせた「**総合防除**」で

サツマイモ基腐病の
発生・まん延は、
防げます！



ポイント
1

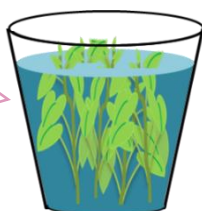
基腐病菌をほ場に「**持ち込まない**」ために、
健全な種苗の確保を！

- 来歴が明らかで健全な種いも及び苗の使用を徹底しましょう。
- 採苗を実施するときは、苗を地際から 5 cm 以上離れた部分で切り取り、採苗当日に苗消毒を実施しましょう（下図を参照）。
- 発病株の早期発見のため、定期的に苗床の見回りを行いましょう。
- 発病株及び発病のおそれがある株は、関係機関の指導の下、速やかに抜き取り、苗床外に持ち出し、適切に処分しましょう。

苗浸漬

ベンレート水和剤
ベンレートT水和剤20

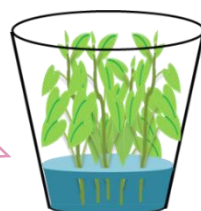
苗全体を
消毒液に浸漬



苗基部浸漬

トリフミン水和剤

苗基部の切り口
を消毒液に浸漬



ポイント
2

基腐病菌を「**増やさない**」ために、定期的に
ほ場を見回り、早期発見を！

- 発病株の早期発見のため、定期的にほ場の見回りを行いましょう。
- 発病株及び発病のおそれがある株は、関係機関の指導の下、速やかに抜き取り、ほ場外に持ち出し、適切に処分しましょう。
- 上記の後は速やかに、感染拡大を防止するため、発生ほ場及び隣接するサツマイモほ場に薬剤散布（写真）を実施しましょう。



写真 ドローンによる薬剤散布

ポイント 3

次作への伝染源を断つために、「残さない」対策を！

- 収穫後は、速やかに耕起等を行い、ほ場内に残った作物残さの分解促進を図りましょう。
- 発生ほ場及び発生のおそれのあるほ場では収穫後に、作物残さを速やかにほ場外へ持ち出し適切に処分するとともに、土壌消毒（写真）が必要です。
- 収穫後のサツマイモは、収穫したほ場を特定できるよう、ほ場毎に区分した上で管理しましょう。



写真 ほ場の土壌消毒

基本 ルール

植付前から収穫後まで、以下の取組を行いましょう。

- 積極的に輪作を行うとともに、有機物の施用により土づくりを行い、本病が発生しにくい条件を整えましょう。
- 農業用資材や農機具を別ほ場で使う場合は、十分に洗浄しましょう。
- 発生ほ場では、少なくとも2年間、サツマイモを作付けできません。
- 発生ほ場でサツマイモの作付けを再開する場合は、関係機関に相談をお願いします。
- 植付前に、ほ場の排水対策（写真）を徹底しましょう。



写真 枕畝途中に設置した排水路

関係機関連絡先

関 係 機 関	電 話 番 号	管 轄 地 域
県北農林事務所 経営・普及部門	0294-80-3340	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市
常陸大宮地域農業改良普及センター	0295-53-0116	常陸大宮市、大子町
県央農林事務所 経営・普及部門	029-227-1521	水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市 茨城町、大洗町、東海村
笠間地域農業改良普及センター	0296-72-0701	笠間市、城里町
鹿行農林事務所 経営・普及部門	0291-33-6192	鹿嶋市、神栖市、銚田市
行方地域農業改良普及センター	0299-72-0256	潮来市、行方市
県南農林事務所 経営・普及部門	029-822-7242	土浦市、石岡市、かすみがうら市
稲敷地域農業改良普及センター	029-892-2934	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、 阿見町、河内町
つくば地域農業改良普及センター	029-836-1109	取手市、つくば市、守谷市、 つくばみらい市、利根町
県西農林事務所 経営・普及部門	0296-24-9206	下妻市、筑西市、桜川市
結城地域農業改良普及センター	0296-48-0184	結城市、常総市、八千代町
坂東地域農業改良普及センター	0297-34-2134	古河市、坂東市、五霞町、境町

茨城県農業総合センター病害虫防除部（0299-45-8200）

茨城県 農林水産部 農業技術課（029-301-3894）

サツマイモ基腐病のまん延防止に関する遵守事項

サツマイモ基腐病を防ぐために皆様に守っていただくルールがあります



茨城県総合防除計画では、まん延すると影響が大きいサツマイモ基腐病について、全ての農業者（家庭菜園で栽培する方を含む）の皆様に取り組んでいただきたいこととして、「遵守事項」を定めています。

令和7年11月にサツマイモの産地で本病が発生したことを踏まえ、**予防対策の徹底と発生時の防疫措置を強化**するため、遵守事項の見直しを行いました。



茨 ひより
(茨城県公認VTuber)

「遵守事項の内容（下線部が変更箇所）」

- ①県が実施するまん延防止のための調査並びに抜き取り及び消毒を含む防疫措置に協力する。
- ②来歴が明らかな健全な種いもや苗を使用する。
- ③発病株の早期発見のため、定期的には場の見回りを行う。
- ④ほ場の排水対策を実施する。
- ⑤農業用資材や農機具を別ほ場で使用する場合は、十分に洗浄する。
- ⑥本病の発生（疑義症状を含む）を確認した場合には、関係機関へ連絡し、関係機関の指導の下、発病株及び発病のおそれがある株を速やかに抜き取り、ほ場（苗床を含む）外に持ち出し、適切に処分する。
- ⑦⑥の後は速やかに、感染拡大を防止するため、発生ほ場及び隣接するサツマイモほ場に薬剤散布を実施する。
- ⑧本病発生ほ場及び発生のおそれのあるほ場では、収穫後、作物残渣を速やかにほ場外に持ち出し適切に処分するとともに、土壌消毒を実施する。
- ⑨収穫後のサツマイモは、収穫したほ場を特定できるよう、ほ場毎に区分した上で管理する。
- ⑩本病発生ほ場では、2年間、サツマイモを作付けしない。
- ⑪本病発生ほ場でサツマイモの作付けを再開する場合は、関係機関の指導の下で栽培管理を行う。
- ⑫本病発生ほ場から種いもを採取しない。



※茨城県総合防除計画および遵守事項は、令和5年4月1日に施行された改正植物防疫法に基づくものです。
<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nougi/seisankankyo/bouzyokeikaku.html>



参考文献：生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業（01020C）および戦略的スマート農業技術等の開発・改良（SA2-102N）
令和4年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」
写真提供（1,3枚目）：農研機構